

## 庄川扇状地水環境保全連絡協議会 規約(案)

(名称)

第1条 この協議会は、「庄川扇状地水環境保全連絡協議会」(以下、協議会という。)と称する。

(目的)

第2条 この協議会は、庄川扇状地及び庄川流域における社会経済活動の高度化に伴い、複雑化、広域化している水利用について、国、富山県及び関係市町村が連携し、河川水、地下水の適正な管理により、健全な水循環を保持し、水環境の保全を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)地下水等の水源の保全及び調査・研究に関すること。
- (2)涵養等の水環境保全対策の推進事項に関すること。
- (3)水環境保全対策の広報に関すること。
- (4)その他、水環境保全対策の推進に関すること。

(構成)

第4条 協議会は、別表 - 1に掲げる関係機関をもって構成する。

- 2 協議会は、別表 - 2に掲げる委員をもって構成する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1)会 長 1名
- (2)副会長 2名
- (3)幹事長 1名

(会長及び副会長)

第6条

- 1 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時は会長の職務を代行する。
- 3 会長には、北陸地方整備局富山河川国道事務所長があたる。
- 4 副会長には、富山県生活環境部環境保全課長及び富山県土木部河川課長があたる。

(顧問)

第7条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験のあるもののうちから会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会議に出席して意見を述べることができる。

(協議会)

第8条 協議会は、毎年度1回及び会長が必要と認めたとき会長が招集する。

- 2 協議会の議長は会長が務める。

(幹事会)

第9条 協議会に幹事会を置き、次のことを行う。

- (1) 会務の企画立案に関すること。
- (2) 総会において委託された事項に関すること。

(幹事会の構成)

第10条 幹事会は別表 - 3に掲げる幹事で構成し、幹事長を置く。

- 2 幹事長は幹事会を運営し、会長を助け会務を処理する。
- 3 幹事長には北陸地方整備局富山河川国道事務所副所長があたる。
- 4 幹事会は必要の都度、幹事長が招集する。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局は北陸地方整備局富山河川国道事務所調査第一課に置く。

(その他)

第12条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長がそれを定める。

附 則

この規約は平成 年 月 日から施行する。

別表 - 1 庄川水環境保全連絡協議会 構成機関（案）

組織	構 成 機 関	
国	国土交通省	北陸地方整備局 富山河川国道事務所 利賀ダム工事事務所
県	富 山 県	生活環境部 環境保全課 水雪土地対策課 土木部 河川課 農林水産部 農村環境課 耕地課 企業局 水道課
市町村	高 岡 市 新 湊 市 砺 波 市 小 矢 部 市 南 砺 市 小 杉 町 大 門 町 大 島 町 福 岡 町 下 村	

## 別表 - 2 庄川水環境保全連絡協議会 委員名簿（案）

機 関 名	役職等
国土交通省 北陸地方整備局	富山河川国道事務所長 利賀ダム工事事務所長
富 山 県	生活環境部 環境保全課長 水雪土地対策課長 土木部 河川課長 農林水産部 農村環境課長 耕地課長 企業局 水道課長
高 岡 市	高 岡 市 生活環境部長
新 湊 市	新 湊 市 福祉環境部長
砺 波 市	砺 波 市 福祉市民部長
小 矢 部 市	小 矢 部 市 民生部長
南 砺 市	南 砺 市 民生部長
小 杉 町	小 杉 町 助役
大 門 町	大 門 町 助役
大 島 町	大 島 町 助役
福 岡 町	福 岡 町 助役
下 村	下 村 助役

### 別表 - 3 庄川水環境保全連絡協議会 幹事名簿（案）

機 関 名	役職等
国 土 交 通 省 北陸地方整備局	富山河川国道事務所副所長 利賀ダム工事事務所副所長
富 山 県	生活環境部 環境保全課長補佐 水雪土地対策課長補佐 土木部 河川課長補佐 農林水産部 農村環境課長補佐 耕地課長補佐 企業局 水道課長補佐
高 岡 市	環境保全課長
新 湊 市	環境交通課長
砺 波 市	生活環境課長
小 矢 部 市	生活環境課長
南 砺 市	環境保全室長
小 杉 町	町民生活課長
大 門 町	住民課長
大 島 町	町民福祉課長
福 岡 町	住民生活課長
下 村	住民福祉課長